参考資料１

提案地方公共団体等
提出資料

通番	ヒアリング事項	ヒアリング団体	ページ
44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲（5 件）	兵庫県	１～２ (45 と一体)
		群馬県	３～１０
45	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止（6 件）	兵庫県	１～２ (44 と一体)
46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止（2 件）	福島県	１１
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲（1 件）	神奈川県	―
10	放課後児童クラブの補助条件の見直し（5 件）	神戸市	―
		相模原市	１２
		鳥取県	１３
48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲（1 件）	埼玉県	１４
8	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止（1 件）	兵庫県	―
47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（17 件）	埼玉県	１５～１６
		東京都	１７～２３
		兵庫県	―
		九州地方知事会 （佐賀県）	２４～２７

(44)保安林の指定の解除における追加資料

平成26年8月25日作成 【兵庫県】

1 事前相談から保安林指定解除の確定告示まで、特に時間がかかっている事例（また、生じた支障事例）

年度	番号	国民別	省県別	所在場所	保安林種名	申請事由	面積	事務処理日及び日数						合計日数	
								事前相談（補正等含む）	申請書提出（申→県）	進達（県→国）	予定通知（国→県）	予定告示（県公報）	確定告示（国官報）	日数	月数
24	8	民	省	豊岡市城崎町湯島字寺ノ谷806-2ほか8筆	水かん	指定理由の消滅	0.1443	H21.12.3	H22.7.27	H22.8.20	H24.1.31	H24.4.10	H24.9.3	1005日間	33ヶ月間
								→	236日間	24日間	529日間	70日間	146日間		
24	9	民	省	宍粟市一宮町福知字田ノ小屋1757-2	水かん	公益上の理由	0.1164	H22.8.22	H23.10.27	H23.11.8	H23.12.5	H23.12.20	H24.9.3	743日間	24ヶ月間
								→	431日間	12日間	27日間	15日間	258日間		
25	2	国	省	佐用郡佐用町大垣内字向イノ山575-7ほか4筆	水かん	公益上の理由	0.0621	H22.5.13	H24.8.6	H24.8.16	H24.9.7	H24.9.28	H25.6.10	1124日間	36ヶ月間
								→	816日間	10日間	22日間	21日間	255日間		

備考

1 事前相談から申請書提出までの期間は、申請者より最初に相談等あった日を事前相談日とし、それから関係者の同意、地元調整、申請書作成、県による申請書の確認、補正等を行っているため長期間となっています。

2 年度24・番号8の予定通知までは申請書等の補正があったため長期間となっています。

2 その他保安林指定解除の権限が国にあることで、支障となっている事例

・平成5年度のふるさと林道緊急整備事業創設時には、迅速な事業着手の要請から林野庁指導のもと、保安林解除ではなく、保安林内作業許可により対応し、事業完了後に一括して保安林解除を行う考えであった。

・平成7年度に保安林内作業許可の取扱い（林野庁通達）が一部改正され、広域基幹林道（森林基幹道）であっても車道幅員4m以下であれば作業許可で対応が可能となった。

・事業完了時に改めて林野庁に相談したところ、「作業許可で対応したものは原則として解除できない」との方針が示された。

・ふるさと林道の事業趣旨が、地域間交通の整備が遅れている地域において、林道、農道の整備を促進することにより解消することが地域振興に寄与するものであったところ、保安林のまま存置すれば林道を市道・県道に移管ができず、恒久的な維持管理に支障が生じている。

・明確な公的施設管理者が存在し、災害防止等の観点から支障のない転用済案件について、地域の実情に応じた迅速な対応ができるよう、知事への権限移譲が必要である。

事業名	開設年度	路線名	管理主体	保安林種	所在場所	管理延長 m	要解除面積（ha）	備　　考
ふるさと林道緊急整備事業	H5～H10	上村米地線	兵庫県（豊岡市養父市）	水かん	（起点）豊岡市出石町上村字ワヤ1407番2 （終点）養父市奥米地字坂山314番4	6,157	9.5533	保安林内作業許可により開設 開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷は保安林解除する予定であった。
	H5～H11	山東朝来線	兵庫県（朝来市）	水かん	（起点）朝来市山東町与布土字鶴垣内448番2 （終点）朝来市朝来町川上字上ノ垣2461番	4,247	5.5922	保安林内作業許可により開設 開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷は保安林解除する予定であった。

(45)都道府県による保安林の指定・解除に係る国の同意協議の廃止について　追加資料

■保安林解除の大臣同意協議の実績表【平成21年度～平成25年度】

平成26年8月25日作成【兵庫県】

番号	国民別	事務所名	省県別	決定告示年度	市町名	（大字）	字	番地	決定告示日	保安林種名	申請事由	面積（ha）
3	民有林	姫路	県	21	神崎郡神河町	杉	上ノ段	965-25	H21.5.22	水かん	指定理由の消滅(森林復旧困難、鶏舎用地への転用)	4.3070
平成21年度計					1 件							4.3070
1	民有林	神戸	県	22	神戸市東灘区	本山町岡本	扇山	1315-2ほか4筆	H22.8.31	土崩	指定理由の消滅(森林復旧困難)	3.5453
平成22年度計					1件							3.5453
10	民有林	豊岡	県	－	美方郡香美町	村岡区味取	島井南平	44ほか1筆	－	水かん	土砂採掘用地とするため	3.1159
平成25年度計					1 件							3.1159

重要流域内の流域保全の民有保安林【1号～3号保安林】…《農林水産大臣》

重要流域内における流域保全の保安林以外【4号～11号保安林】…《県知事》

重要流域外における流域保全の保安林【1号～3号保安林】…《県知事》

- 大規模解除に伴う災害発生の懸念なり、おそれには蓋然性が必要であるが、これまでに知事権限の解除案件で重大な災害が発生した事案を承知しておらず、むしろそのようなおそれがあれば解除は見込めず、また、おそれのないよう、適切な代替施設等の配置を審査・指導している。
- 国の協議において、解除の適否自体が覆ったり、解除面積の縮減や代替施設の規模・構造・配置の修正を指示された事案も承知しておらず、専ら協議図書の形式的審査に終始している実態があることから、協議図書の作成手間や国における審査時間は解除申請者にとって、その負担感は少なくない。
- 都道府県知事権限に係る保安林解除は規模の大小にかかわらず、都道府県知事の責任のもと、地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。

保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲について

群　馬　県

1　本県が求める権限移譲

○群馬県の保安林について

保安林の区分		権限・事務区分（指定・解除）	群馬県における面積(ha)及び保安林に占める割合(%)	
民間林 1～3号（水源涵養・土砂流出防備・土砂崩壊防備）	重要流域※1	農林水産大臣（国の直接執行）※2	89,800ha	38.7%
民間林 1～3号（水源涵養・土砂流出防備・土砂崩壊防備）	重要流域以外	都道府県知事（法定受託事務）	0ha	0.0%
民間林 4号以下		都道府県知事（自治事務）	3,203ha	1.4%
国有林		農林水産大臣（国の直接執行）	138,928ha	59.9%

※1　重要流域とは、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域（1都府県で完結）で農林水産大臣が指定するもの（群馬県は、利根川流域、信濃川流域、阿賀野川流域に分類されるため、すべて重要流域に区分されている。）

※2　重要流域の1～3号保安林は国土保全の根幹をなす重要な役割を担っており、その機能の発揮が広域にわたり、災害が発生した場合の影響や水源かん養の受益が一都道府県にとどまらないことなどを理由として、指定・解除の権限は、農林水産大臣とされている。

赤枠で囲われた部分のうち、軽微な改良工事にかかる保安林解除が、本県が求める権限移譲

5

（現状）

・1～3号については、重要流域であることから国（農林水産大臣）による保安林解除
　幅員4m以下の林道については、土地の形質の変更許可（都道府県知事）
・国の保安林解除手続は約1年を要する。本県の保安林解除手続は約6カ月

（求める権限移譲）

幅員4m超における曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事は、4m以下の「土地の形質の変更許可」で実施している規模と大差ないことから、当該保安林解除の権限を都道府県知事に移譲

（効果）
工期の短縮が図られ、県民の利便性向上につながる。

【現在】

	林道	国道・県道・市町村道
幅員4m以下のもの	都道府県知事（土地の形質の変更許可）	国（保安林解除）
幅員4mを超えるもの	国（保安林解除）	国（保安林解除）

【移譲後】

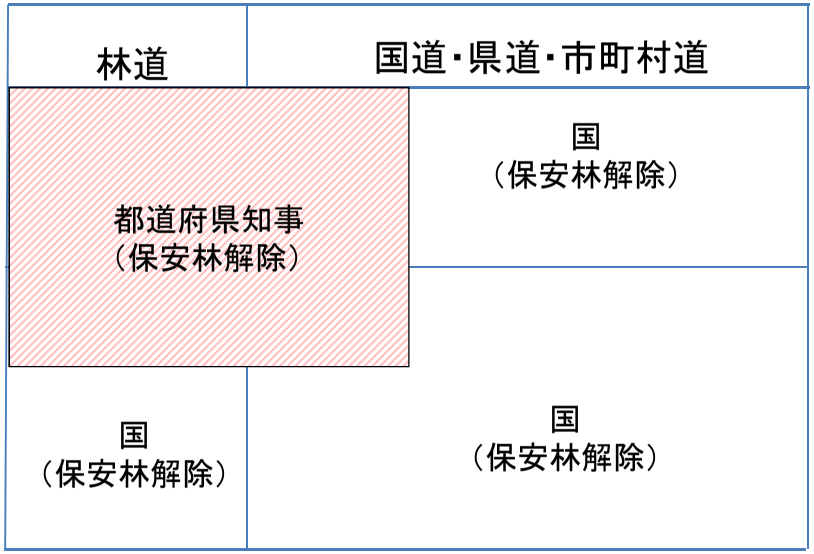

（赤斜線部分）：権限移譲を求める範囲（曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事に係る保安林解除）